

日 薬 業 発 第 4 7 3 号
平成 2 2 年 3 月 2 9 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る対策の見直しについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より標題について事務連絡が発出されましたので下記のとおりお知らせいたします。

同事務連絡において、「今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の最初の流行は現時点では沈静化していると判断」し、対策を見直すとしております。

具体的には、サーベイランス体制の変更、全国統一番号のナビダイヤルの廃止等が行われます。医療体制、ワクチン接種事業については、引き続き現在の体制が継続されます。また、発熱相談センターや発熱外来の設置については各都道府県において継続の有無を判断するとしています。

なお、現行の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」の改訂は行わないとされておりますので、貴会におかれましては、今後の再流行等に備え都道府県等と連携の上、ご対応賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る対策の見直しについて
（平成 2 2 年 3 月 2 6 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡）

以 上

事務連絡
平成22年3月26日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る対策の見直しについて

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況については、全国約5,000箇所の定点医療機関で行うインフルエンザサーベイランスの調査結果によれば、平成21年8月中旬（8月10日から8月16日の週）に流行入りをし、11月末（11月23日から11月29日の週）に流行のピークを迎えている。その後、定点医療機関当たりのインフルエンザの患者報告数は、減少に転じ、平成22年3月初旬（3月1日から3月7日の週）には全国平均0.77となり、季節性インフルエンザにおける流行開始の目安としている1.00を下回り、更にその後減少している。このため、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の最初の流行は現時点では沈静化していると判断し、新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策については以下のとおり見直しを行うので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

また、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）は終息したものではなく、今後再流行が生じる可能性があること及び病原性が変化する可能性があること等も想定し、引き続き流行状況を注視していただくとともに、必要な準備等をお願いしたい。

なお、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」については、既に都道府県等において柔軟に対応していただいていること及び今後の再流行等に備える必要があること等を踏まえ、現時点では改訂を行わないものとする。

記

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制について

以下のとおり見直しを行う。

- (1) クラスター（集団発生）サーベイランスについては、発生動向が減少している局面においては、特別な対応による必要性が少ないと考えられるため、次の発生動向が上昇に転じるまで休止とする。
- (2) インフルエンザ入院サーベイランスについては、入院患者全ての詳細な情報を把握し続ける必要性が低いことから、一定の要件（急性脳症、人口呼吸器、ICU入院）に該当する重症者や死亡者を対象として、ウイルスの性状変化の早期探知を目的としたインフルエンザ重症サーベイランスに移行する。

その他のサーベイランスについては継続して実施をお願いする。

また、病原性の変化や重症例、死亡例が続くような異常な集団発生等、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる事象を把握した都道府県等の本庁は、引き続き厚生労働省に、電話で速やかに連絡を行うようお願いしたい。

なお、サーベイランスの変更時期や実際の運用等の詳細については、別途「新型インフルエンザ (A/H1N1) に係るサーベイランス体制等について (三訂版)」においてお示しする。

第2 新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る医療体制について

地域の実情及び再流行等の可能性を想定し、外来診療体制の確保、入院診療体制の確保及び院内感染の防止等について、引き続き適切に御対応いただきたい。

第3 新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業について

今後、再流行等も想定されることから、当面は引き続き現在のワクチン接種事業を行うこととしており、御協力をお願いしたい。

なお、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業は平成21年度事業として予算措置したところであるが、厚生労働省において翌年度への繰越手続きを行った上で引き続き補助事業を実施することとしている。各都道府県、市町村におかれては、再度、予算や交付申請などの措置を講じていただくこととなるが、対応方よろしくをお願いしたい。

平成22年度以降の当該ワクチン接種事業の位置付け、費用負担額等については、今後の流行状況や今通常国会に提出している「予防接種法等の一部を改正する法律案」等を踏まえ、今後お示しする予定である。

第4 上記に記載した以外の発熱相談センター、発熱外来の設置等については、各都道府県等において継続の有無を判断していただき差し支えない。

第5 全国統一番号のナビダイヤルシステムについては、これまでいくつかの自治体において活用できるように対応いただいていたところであるが、今般の状況を踏まえ、同システムについても3月31日をもって廃止する。